

2.3 準不燃材料同等告示の条文解説

以下では、火気使用設備の種類（こんろ、ストーブ等、壁付暖炉、いろり）に応じて、それぞれの可燃物燃焼部分及び内装等の措置について説明する。なお、いろりの場合を除き、可燃物燃焼部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料又は平12建告第1439号第1第二号に規定する木材等とする。

2.3.1 こんろ

(1)火気使用設備の条件

- ❖ こんろについては、以下の条件に適合するものに限るものとしている。
 - ・専ら調理のために用いるもの
 - ・加熱部一口当たりにおける1秒間当たりの発熱量が4.2 [kW] 以下のもの。
- ❖ 加熱部が複数ある場合は、加熱部ごとに可燃物燃焼部分を設定する。
- ❖ グリルを併設するものも対象とする。

(2)可燃物燃焼部分

- ❖ こんろ可燃物燃焼部分は、長期加熱を受ける部分と短期加熱を受ける部分について、以下に示す①又は②の2通りで表される。ここでいう長期加熱とは、通常の調理などの使用時における継続的な加熱のことであり、短期加熱とは、てんぷら油火災のような異常時における数分程度の加熱のことであり、それぞれの加熱の特性に応じて可燃物燃焼部分を定めている。

①長期加熱による可燃物燃焼部分

第1第一号の柱書き

こんろの加熱部の中心点を水平方向に25 [cm] 移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に80 [cm] 移動したときにできる軌跡の範囲内の部分

- ・本告示の表現上、「長期加熱による可燃物燃焼部分」自体を規定しているものではないが、本解説においては、便宜上、上記において規定されている軌跡の範囲内の部分を「長期加熱による可燃物燃焼部分」と規定する。
- ・図2.1の底部円の中心点をこんろの加熱部の中心点とすると、円筒に囲まれている部分が、長期加熱による可燃物燃焼部分に該当する。
- ・可燃物燃焼部分に壁・天井が含まれる場合、当該部分が内装制限の対象となる。
- ・可燃物燃焼部分における必要な措置は以下の通り。

内装：特定不燃材料 / 下地・間柱：特定不燃材料

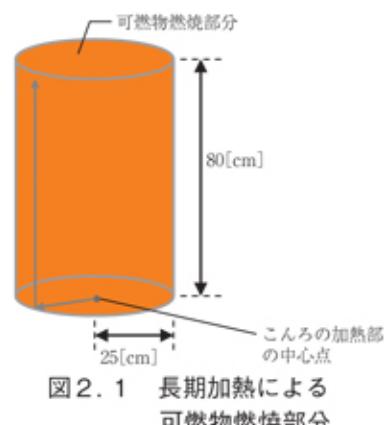
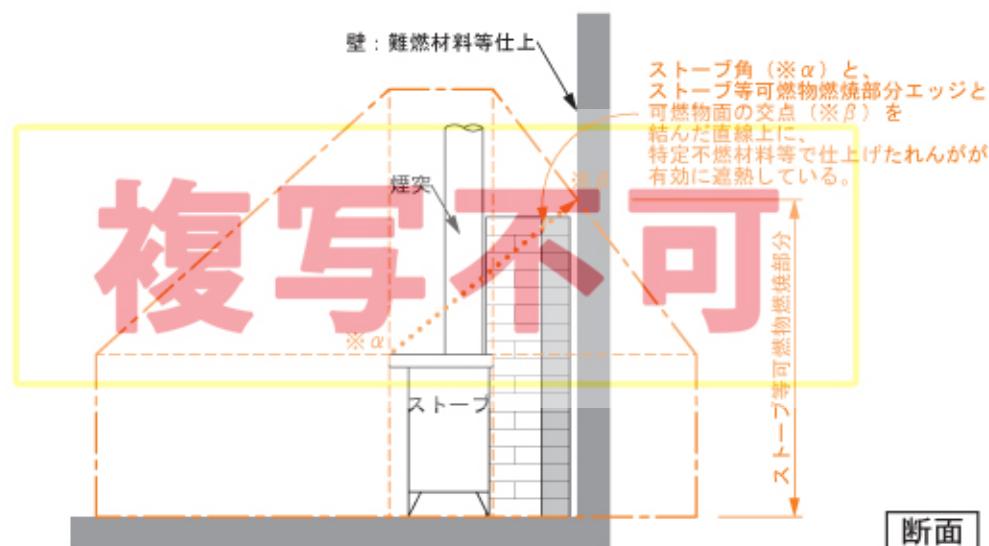
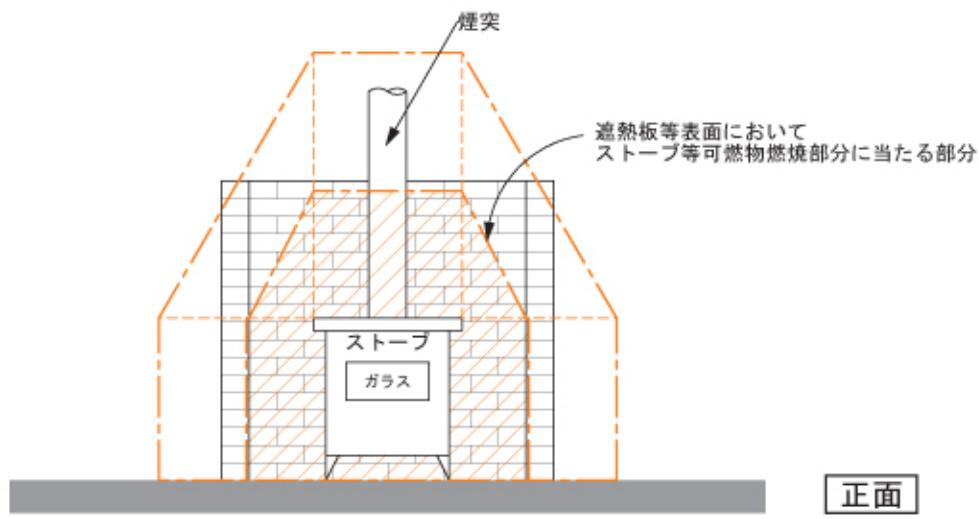


図2.1 長期加熱による
可燃物燃焼部分

5 ストーブ設計例（つづき）



凡例



: ストーブ等可燃物燃焼部分

図3.2-10

6 設計上の注意事項及びその他関連法規

- ・ストーブ炉台については内装制限対象外であるが、不燃材料による炉台を設けることが望ましい。
- ・建築基準法（煙突）
- ・消防法（ストーブと周囲との離隔距離等の規制）
- ・火災予防条例（ストーブと周囲との離隔距離等）

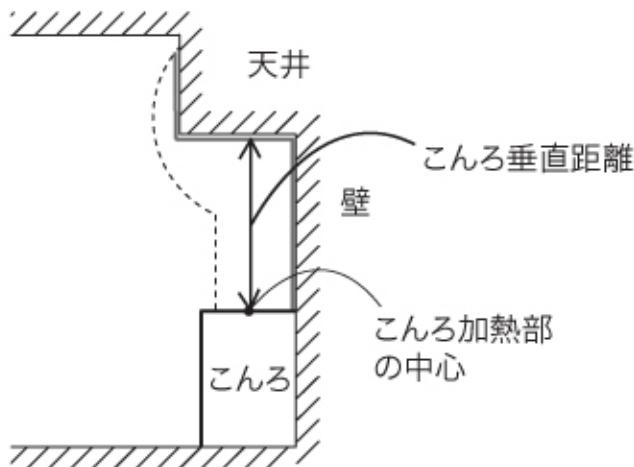
Q9

加熱部上方の天井の高さが加熱部直上付近で変わる場合、こんろ垂直距離および可燃物燃焼部分はどのように判断すればよいか。

A9

こんろ垂直距離は、定義どおり、火源から直上の天井までの距離を用いる必要があります。

下図を参照してください。

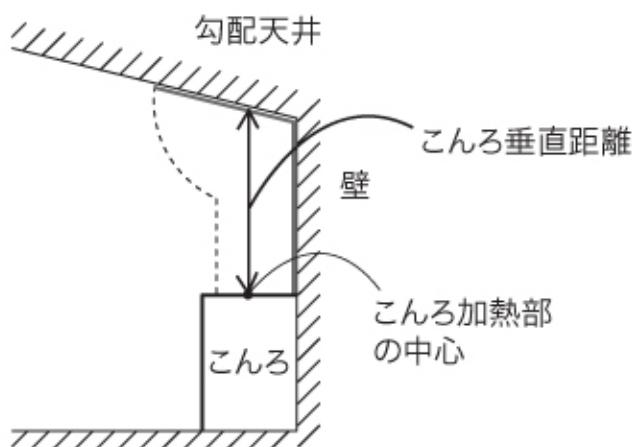
**Q10**

加熱部上方の天井面が水平でない場合（勾配天井の場合）は、こんろ垂直距離および可燃物燃焼部分はどのように判断すればよいか。

A10

こんろ垂直距離は、定義どおり、火源から直上の天井までの距離を用いる必要があります。

下図を参照してください。

**Q11**

「こんろの加熱部の中心点」とあるが、口数が2以上の場合、「中心点」とはどこを指すか。

A11

こんろについて加熱部が複数ある場合、それぞれの加熱部の中心点を基準として規定を適用することになります。